

(様式第2号)

平成27年度第7回 芦屋市情報公開・個人情報保護審査会 会議要旨

日 時	平成27年10月19日(月) 9:30 ~ 11:30
場 所	北館4階 教育委員会室
出席者	会 長 芝池 義一 委 員 伊藤 明子 委 員 岩本 洋子 委 員 大久保 規子 委 員 大月 一弘 欠席委員 武田 雄三 事 務 局 田中課長, 吉田係長, 山西主事
事 務 局	文書法制課
会議の公開	<input type="checkbox"/> 非公開 <input checked="" type="checkbox"/> 一部公開 会議の冒頭に諮り, 出席者5人中5人の賛成多数により決定した。 〔芦屋市情報公開条例第19条の規定により非公開・一部公開は出席者の3分の2以上の賛成が必要〕 <一部公開とした場合の理由> 議題アからキの異議申立ての案件については, 個人情報等が含まれているため, 非公開とする。
傍聴者数	0人

1 会議次第

- (1) 会長挨拶
- (2) 一部公開の決定
- (3) 議題

ア 平成26年2月4日付け芦福高第2301号個人情報部分開示決定処分及び同日付け芦福高第2302号個人情報不開示決定処分に係る異議申立て(平成26年3月28日付け)について

イ 平成26年2月4日付け芦福高第2303号個人情報不開示決定処分に係る異議申立て(平成26年3月28日付け)について

- ウ 平成26年4月7日付け芦固審発第2-1号公文書不存在決定処分に係る異議申立て（平成26年5月7日付け）について
- エ 平成26年8月27日付け芦固審発第31-1号公文書不存在決定処分に係る異議申立て（平成26年9月15日付け）について
- オ 平成26年10月15日付け芦固審発第54-1号公文書不存在決定処分に係る異議申立て（平成26年11月21日付け）について
- カ 平成26年12月5日付け芦総課第3221号個人情報不存在決定処分に係る異議申立て（平成26年12月21日付け）について
- キ 平成27年4月13日付け芦総文第23-2号個人情報不存在決定処分に係る異議申立て（平成27年6月10日付け）について
- ク 「芦屋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」の規定する独自利用事務の追加について（報告）
- ケ その他

2 提出資料

なし

3 審議経過

開会

- (1) 平成26年2月4日付け芦福高第2301号個人情報部分開示決定処分及び同日付け芦福高第2302号個人情報不開示決定処分に係る異議申立て（平成26年3月28日付け）について
 - ア 事務局より説明を行った。
 - イ 部分開示決定及び不開示決定の妥当性について審議し、答申(案)について検討した。
 - ウ 継続審議とした。
- (2) 平成26年2月4日付け芦福高第2303号個人情報不開示決定処分に係る異議申立て（平成26年3月28日付け）について

ア 次回審議とした。

- (3) 平成26年4月7日付け芦固審発第2-1号公文書不存在決定処分に係る異議申立て（平成26年5月7日付け）について

ア 次回審議とした。

- (4) 平成26年8月27日付け芦固審発第31-1号公文書不存在決定処分に係る異議申立て（平成26年9月15日付け）について

ア 次回審議とした。

- (5) 平成26年10月15日付け芦固審発第54-1号公文書不存在決定処分に係る異議申立て（平成26年11月21日付け）について

ア 次回審議とした。

- (6) 平成26年12月5日付け芦総課第3221号個人情報不存在決定処分に係る異議申立て（平成26年12月21日付け）について

ア 次回審議とした。

- (7) 平成27年4月13日付け芦総文第23-2号個人情報不存在決定処分に係る異議申立て（平成27年6月10日付け）について

ア 次回審議とした。

- (8) 「芦屋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」の規定する独自利用事務の追加について（報告）

芝池会長 議題8について、事務局は説明をお願いいたします。

田中課長 議題8は、「芦屋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」に規定する独自利用事務の追加についての報告です。

「芦屋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例」の制定については、7月に答申をいただいておりますが、この条例に規定する独自利用事務を御確認いただきましたが、新たに追加を考えている独自利用事務について報告させていただきます。

では、まず芦屋市情報公開・個人情報保護審査会の平成27年7月24日付け答申第2号について改めて説明させていただきます。

諮問内容についてですが、番号法では、個人番号が利用できる事務については別表第一において、特定個人情報の提供については別表第二において、それぞれ限定的に規定しています。しかし、番号法別表第二で規定されているのは、他機関との間で情報を連携する場合であり、庁内の同一機関内で連携を行う場合は、番号法第9条第2項に規定する特定個人情報の独自利用に当たると解されているため、条例に規定する必要があるということです。

また、番号法別表第二に規定する以外の特定個人情報の庁内連携について、番号法別表第二に掲げられていない特定個人情報の連携についても、条例に規定すれば本市で保有する特定個人情報を他の事務でも利用できるとされています。

芦屋市では、ア番号法別表第二に記載されていない連携であること、イ現状庁内連携を行っているものであること、ウ連携を廃止することにより申告又は申請時に添付書類が増える等、番号法の趣旨である「利便性の向上」に反するおそれのあるものの3つに該当する事務について、芦屋市の独自連携として条例に規定します。それに該当する事務として、個人市県民税賦課事務があり、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料を連携することについて条例に規定します。

以上が答申第2号の内容ですが、今回審査会に報告させていただきたいことは、番号法別表第二に規定する以外の特定個人情報の庁内連携の事務の追加です。報告は、所管している情報政策課が行います。

芝池会長

それでは情報政策課より報告をお願いします。

(情報政策課 野々村課長 入室)

野々村課長

情報政策課長の野々村と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、「芦屋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」に規定する独自利用事務の追加について報告させていただきます。

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「番号法」という。)第9条第2項に基づく本市独自での個人番号の利用につきましては、平成27年6月25日の芦屋市情報公開・個人情報保護審査会にて諮問させていただいたところですが、今般、新たに独自利用事務を追加したいため、その内容

について報告させていただきます。

1の報告事項についてですが、芦屋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（以下「番号利用条例」という。）において規定する本市独自に個人番号を利用する事務について、以下の追加を考えています。

まず、地方税法に規定する市税の徴収に関する事務につきまして、国民健康保険法による保険料に関する情報、高齢者の医療の確保に関する法律による保険料に関する情報、介護保険法による保険料に関する情報、これらを連携します。

次に、国民健康保険法に規定する保険料の徴収に関する事務につきましては、地方税に関する情報、高齢者の医療の確保に関する法律による保険料に関する情報、介護保険法による保険料に関する情報を連携します。

続きまして、高齢者の医療の確保に関する法律に規定する保険料の徴収に関する事務につきましては、地方税に関する情報、国民健康保険法による保険料に関する情報、介護保険法による保険料に関する情報を連携します。

最後に、介護保険法に規定する保険料の徴収に関する事務につきまして、地方税に関する情報、国民健康保険法による保険料に関する情報、高齢者の医療の確保に関する法律による保険料に関する情報を連携します。

これらの4つの利用事務を新たに追加して条例に規定しますが、本市での現状での利用方法についてですが、市税や各種保険料等の徴収事務を一元化するため、債権管理課という部署を設置し事務を行っております。その債権管理課で使用している徴収システムは、各事務がそれぞれ導入したシステムを利用しており、個別の対象者について、それぞれのシステムで検索を行い、画面表示される情報の照合等を行っているため、データベース間の連携等は現状行っておりません。また、書面で作成した台帳類につきましても、対象者ごとに照合を行っています。

それでは、個人番号利用開始後にどうなるかということですが、個人番号利用開始後は、各システムの画面上に個人番号を表示させる機能を搭載する以外は、現状と同じ利用方法になります。

続きまして、番号法での徴収事務に関するデータ利用についてですが、番号法別表第二（情報提供に関する規定）では、市税や各保険料の徴収事務については、他の事務から情報提供を受けるということにはなっておりません。

最後に、追加で条例に規定する理由ですが、個人番号等を用いてデータベース間の

連携等を行っていませんが、対象者ごとにシステム画面に表示される情報や台帳類の情報を照合しておりまして、番号法第9条第1項に規定する個人番号の利用範囲に反するおそれがあることから、本市番号利用条例に、それぞれの徴収事務においてそれぞれの事務間で利用できるという規定を設けることによりまして、従前どおりの事務を行えるようにしたいというのが理由でございます。

なお、番号法の別表第二の27の項には、地方税の事務において情報連携できる情報が挙げられており、その中に医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるものというのがありますが、これは保険税の事務をする際に、国民健康保険の資格情報等を連携してもよいという規定になっているだけです。それでは、報告は以上でございます。よろしく願いいたします。

芝池会長 はい。ありがとうございました。委員の皆様何か御質問がありましたらお願いします。

大月委員 個人番号がなくても現状と同じように事務を進めることができますよね。

野々村課長 確かにそうですが、番号法では税の徴収は税部門が行い、保険料の徴収は保険料の部門が行うという考え方がありますが、本市は債権管理課を設置し、徴収事務を一元的に扱っており、番号法の利用範囲を越えているのではないかと危惧し、条例で規定しておきたいということです。

本市のように徴収事務を一元的に扱っていない市でありまして、国民健康保険の徴収計画を立てる際に、税務部門に資産状況等の調査を行うこともあり、税情報を入手することはできます。

大久保委員 マイナンバーを利用することになれば、芦屋市独自のID番号は廃止するのですか。

野々村課長 いいえ。基本的には従来の「本市のID番号を使って業務を行い、どうしてもマイナンバーを使わなければならない場合のみ利用するというイメージです。

番号法の別表第一では、マイナンバーを利用できる業務が限定的に規定されていますが、その業務につきましては、例えばマイナンバーを全く使用せずに市独自の庁内

のIDだけで庁内連携したとしても、マイナンバーを使った連携と同じように法律の規定を受けます。条例で庁内連携してもよいという規定を設けない限りは利用できないということになります。

岩本委員 マイナンバーと市のID番号を両方残す必要はあるのですか。

野々村課長 既存のシステムが本市独自のID番号をキーとして管理するようになっていますので、それを変えるには大々的な改修が必要になります。さらに、マイナンバーにつきましては、現状では可能な限り利用する範囲を限定したいという考えもあります。

大月委員 職員が作業するときには、マイナンバーより市独自のID番号だけが見えるようにしたほうがセキュリティーは高いですね。

野々村課長 そうですね。しかし、マイナンバーの基本的な考え方ですが、源泉徴収票を書くために会社に提供し、各種手続きのために役所に個人番号を提供するというように、個人番号自体は表に出ていく性質ではあります。個人番号を利用する際には、通知カードや個人番号カードを提示していただき、書類に書いてある個人番号と通知カード等に記載されている個人番号が正しく一致しているかを照合することになっております。加えて、顔写真付きの身分証明書も提示していただき、書類を持ってきた方が本当に御本人かどうかを確認します。

芝池会長 わかりました。御報告ありがとうございました。

(情報政策課 野々村課長 退室)

田中課長 今の御報告も含めて、12月の議会で条例制定の提案をしまして、議会の承認を求める予定にしております。施行は1月の予定です。実際に庁内連携を行うのは平成29年の7月頃になります。

閉会